

令和8年度

うるま市指定ごみ袋保管・配送業務委託仕様書

うるま市

令和8年度うるま市指定ごみ袋保管・配送業務委託仕様書

1. 契約の履行場所

うるま市内

2. 契約期間

契約の日から令和9年3月31日まで

3. 委託業務の内容

(1) うるま市が寄託するうるま市指定ごみ袋等（以下「物品」という。）を適正に保管すること。

(2) うるま市及び、うるま市が指定する手数料徴収指定店（以下「指定店」という。）からの発注により、物品を次の場所へ配送すること。

①うるま市みどり町1丁目1番地1号 うるま市役所本庁舎

電話：098-973-5594 FAX：098-973-6065

②うるま市字川崎468番地 いちゅい具志川じんぶん館敷地内 うるま市商工会

電話：098-975-8100 FAX：098-975-8088

③うるま市字川崎468番地 いちゅい具志川じんぶん館敷地内 うるま市シルバー人材センター

電話：098-972-2267 FAX：098-972-2269

④うるま市石川石崎二丁目1 石川漁港内 石川漁業協同組合

電話：098-964-3187 FAX：098-965-5142

(3) 物品の入在庫情報をシステムに登録し、うるま市の求めにより各種情報を提出すること。

(4) 入庫数及び出庫数を照合し、店舗ごとの販売数データを提出すること。

(5) 物品の在庫管理を適正に行い、月末に袋等保管在庫明細報告書を提出すること。

4. 入出荷、保管（配送）品目及び年間予定数量

種類	サイズ（縦×横×高さ）	最大保管数（単位：箱）
もやせるごみ（特大）	約30cm×約37cm×約37cm	2,400
もやせるごみ（大）	約28.5cm×約52cm×約20cm	8,400
もやせるごみ（中）	約22cm×約46cm×約20cm	3,700
もやせるごみ（小）	約18cm×約44cm×約20cm	440
もやせないごみ（中）	約22cm×約30cm×約24cm	520
もやせないごみ（小）	約19cm×約24cm×約24cm	124
資源ごみ（中）	約22cm×約30cm×約24cm	1,400
資源ごみ（小）	約19cm×約24cm×約24cm	124

5. 業務実施の日時

月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時までとする（年末年始及び祝日を除く）。

ただし、うるま市及び、指定店からのうるま市指定ごみ袋申込書によるファクシミリによる注文は、常時受け付けられるものとする。

6. 機材及び従業員等の確保等

(1) 配送に当っては、必要な車両、機器材及び人員を確保し、物品配送に支障のないものとする。

- (2) 保管倉庫は、物品の保管量に応じて必要面積を確保し、事故、盗難防止等のため確実な措置を講ずること。
- (3) 在庫の物品は種類ごとに分別して整理、保管すること。
- (4) 配送に関する従業員のほか、事務連絡体制の確保のため常駐事務員を置き、うるま市又は指定店からの連絡を受けて、直ちに配送部門へ連絡できるようにすること。

7. 業務の実施方

- (1) 物品の入庫、出庫の数量把握、配送伝票の作成、整理を行うこと。
- (2) うるま市及び、指定店からの求めにより、物品を配送し、受領書を受け取ること。
- (3) うるま市及び、指定店から配送前週金曜日の正午までに配送依頼があったときは、翌週火曜日、水曜日のいずれかの曜日に配送を完了させること。また、配送日が祝日にあたる場合は、祝日の翌日に配達を完了させること。
- (4) 毎月、うるま市及び、指定店別の配送・在庫状況のデータを作成して提出すること。
- (5) 物品の入庫、出庫を記録し、月末に当月のデータを作成して提出すること。
- (6) うるま市から通知する指定店の情報に基づいて遅滞なくデータ整理を行い、配送体制に遺漏のないようにすること。
- (7) 受注者の保管配送管理システムについては、配送業務が遺漏なく対応できるものであること。
- (8) 物品の入庫に際しては、うるま市から通知される入庫予定情報、またはうるま市が指定する者からの「送り状」の提出を受けて入庫手続きを行なうものとする。「送り状」の提出方法はファクシミリまたは電子メールとする。
- (9) 誤発注・誤発送による返品は、原則、配達受領前であれば可能とし、配達完了後は不可とする。返品された物品の送料は過失がある者が負担すること。指定店に過失がある場合は、受注者が指定店から配送料を直接徴収することができる。

8. 委託料について

- (1) 委託料は毎月ごとに集計し、月ごとに請求するものとする。
- (2) 委託料は、保管料、デバン料、入荷料、出荷料、管理費の合計と配送料の合計とする。
- (3) 保管基本委託料は、1ケースあたり（管理込）に応じた金額とする。
- (4) 配送料については、4時間拘束で算出するものとする。

※推計総金額の考え方（参考）

1. 入荷数量の総数（17,108ケース）×単価
2. 出荷数量の総数（17,108ケース）×単価
3. デバン料の総数（40Fコンテナ10本）×単価
4. 保管料【6月（5,132cs）、7月（10,263cs）、8月（13,684cs）、9月（11,972cs）、10月（10,260cs）、11月（8,548cs）、12月（6,836cs）、1月（5,124cs）、2月（3,412cs）、3月（1,700cs） 合計（76,931cs）】×単価
※数量は保管予測数量で示しています。
5. 配送料の総数（65回）×単価

9. 損害

保管・配送中に起きた損害は速やかにうるま市へ報告を行い、その売価をもって損害賠償を行う。

10. その他

上記に記載がない内容等については、その都度、双方協議のうえ決定することとする。